

一応、口数があつたら買えますと言つてある。ファンドとしては締め切つていふこと。こういうこととごさいます。

○佐々木(憲)委員 事実として、解約したいというお客さんに対して、新しいお客さんが払った資金、その資金を転売という形式をとりながらそのまま渡す、こういう関係にあつたということは事実ですね。

○浅川証人 相対売買については、アイティーエム証券を通じて、入りと出で出ますから買える、こういうことだと思ひます。はい。

○佐々木(憲)委員 A I J の損益計算書を見ますと、営業収益が八千万程度しかない、営業外収益が三億円以上あるんですね。この中身は何ですか。

○浅川証人 これは、国内のやつが、今言つていふように投資顧問料ですね、あとは、アイティーエムからの、当時の販売手数料のバック。海外のやつ、A I A からの、全額、一〇〇%子会社ですから、全額配当でございます、海外、A I A の。だから、管理報酬は全部A I A に入りますから、その配当という形になります。はい。

○佐々木(憲)委員 その配当の資金で従業員の報酬の大部分が賄われていた、こういうことになつて居るわけですね。

○浅川証人 そのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 参考人質疑のときに、二〇〇九年のアイティーエム証券の監視委員会の検査の際に、浅川社長は、事情聴取はされていないけれども、ヒアリングを受けたという形になつてい

るといふふうに答えましたが、どんな中身のヒアリングだったのか。

それから、その場合、監視委員会によると、A I J に関する四件の情報が受付窓口に来ていた。その情報について、真偽を確かめられたということではなかつたんでしようか。

○浅川証人 その真偽を確かめたか確かめないということについては、当時、監視委員会と言われたことは、ヒアリングは受けました。ヒアリングは受けただけでも、運用をやつていふのかどうかというヒアリングがまず最初にありました。本場に運用実態はあるの、ないんじゃないのかと。それで、運用報告書を後で出してねと言われたんですけれども、当時、運用報告書をつくつていふませんでしたし、基本、ないと答えています。それで、言われなかつたので、ずっと出していふなかつたということと、今、最後の質問については、何だつたか、すぐ忘れちゃうんですね。申しわけございません、最後の質問をちよつと忘れてしまいました。

○海江田委員長 最後の質問が何ですか。質問が何だつたかがわからないということですか。

○浅川証人 もう一度、済みません。

○海江田委員長 では、もう一度。

○佐々木(憲)委員 何と言つたつて。

もう時間がないので、私、今回のこの事件は非常に悪質だと思つておりますのは、年金の基金を受け取り始めたときから虚偽の報告を年金の関係者に行つてきた、つまり、そこから始まつている、水増しは。その結果、真実の数字を伝えるとお客

さんが逃げるから、結果的には、お客さんを引きとめておくために、そういううその報告をしてきた、こういう経過だつたと思ふんです。

そのことについては、私は、大変大きな被害を与えたものであつて、謝罪すべきだと思います。いかがですか。

○海江田委員長 浅川証人、もう時間も来ておりますので。

○浅川証人 お客様に誤解を与えたということについては、本当に深くおわび申し上げます。ただ、その当時やつていたのは、本当に、ファンドで、ずつとお客さんのニーズにも応えてふやしていったので、お客様自身は全部、真のNAVで買つていたと思ひます。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづなの豊田潤多郎です。

私は、浅川証人に、報酬、手数料、この件について、その流れを解明し、その事実に基づいて、浅川証人の刑事それから民事両面における法的責任を問いたしたい、このように考えています。

まず、報酬、手数料の流れということですが、頭の中に、申しわけないんですが、五つの関係者をイメージしてください。第一番、顧客、年金基金ですね、年金基金。上から順にこうちよつと頭に整理していただいたら、絵を描いてください。二番目がアイティーエム証券、アイティーエム証券。三番目がおたくのA I J 投資顧問、A I J 投

資顧問。四番目が A I A、これはファンドの管理会社、A I J が管理を専らされている A I A というファンドの管理会社。これは英領のバージン諸島にあるものですね。それから、最後、五番目、A I M グローバルファンド、A I M グローバルファンド。ケイマン諸島に籍を置いているという、まさに投資運用をしているという。

この五つのことをイメージしていただいて、そのうちの二番目と三番目と四番目、アイティーエム証券と A I J 投資顧問それから A I A、これをちよつと一くくりというイメージで、二番目、三番目、四番目、これを一くくりということとちよつとイメージしてください。

具体的にこれからその数字をお聞きしますが、まず、一番目の年金基金から二番目のアイティーエム証券、これに購入手数料がどれだけ渡りましたか。

○浅川証人 これは、金額はちよつと、私、わかりませんが、アイティーエム証券でありませんが、申しわけありません。

○豊田委員 この金額は、証券取引等監視委員会の調べでは五十五億円、五十五億円となっております。一番目の年金基金からアイティーエム証券に渡った、そのお金が五十五億円です。

それでは、これはちよつと下から攻めます。五番目の A I M グローバルファンド、ケイマン諸島にある A I M グローバルファンド、ここから四番目の A I A、二、三、四と一くくりにしたグループの中の一つの A I A、ファンド管理会社、英領バージン島にあるファンド管理会社、ここに

管理報酬及び成功報酬は幾ら渡りましたか。

○浅川証人 二〇一一年の三月までで四十五億前後だと思います。

○豊田委員 その数字は正しいです。証券取引等監視委員会にちゃんと確認をしております。四十五億という数字が出ています。

ということは、頭の中で、一番目の顧客、年金基金から五十五億円、その資産の運用に基づく管理報酬及び成功報酬が四十五億円、五番目の A I M グローバルファンドから四番目のファンド管理会社、ここに四十五億円、計百億円。百億円が、二番目のアイティーエム証券、三番目の A I J 投資顧問、それから四番目のファンド管理会社 A I A、ここに百億円が、今三つのくくりを頭で整理してくださいと申し上げたこの三つのくくりの中に、百億円、五十五億と四十五億、百億円が入っている。これでよろしいですね。

○浅川証人 この五十五億円って、ファンドと外ですから、ファンドの金額とはまた別でございます。はい。

○豊田委員 それで、これはあなたが参考人発言でおっしゃったことですが、まず、ファンド管理会社 A I A から A I J 投資顧問に十八億円渡っています、これは四番目から三番目ですね、A I A 管理会社。要するに、A I M グローバルファンドから四十五億円を受け取ったうち、その四十五億円のうちの十八億円が A I J 投資顧問、あなたのところに十八億円が行っている。それから、アイティーエム証券、二番目のアイティーエム証券に、その A I A というファンド会社から四十五億の残

りの二十七億円が行っている。二十七億円が行っている。そして、アイティーエム証券からあなたの A I J 投資顧問、二から三に九億円のお金が行っている。これを全部精算しますと、総額百億円の手数料のうち、A I J に二十七億円、そしてアイティーエムが七十三億円、こういう内訳になります。これはもう事実ですから、残り五分しかないのだからをいたしますけれども。

そこで、浅川証人の、次に法的責任についてですが、刑事責任と民事責任の二つがあります。

まず、あなたは、自分の懐に入れたんじゃないとか、だますつもりはないんだ、こう言っているけれども、虚偽の説明を年金基金、顧客に対して行って、そして勧誘をしてお金を集めた。それは、だますつもりはなかったというのは全く詭弁でありまして、水増しした資料というのは、まさにうその、虚偽の資料ですから、それで顧客を集めたということは、まさにだます意図があったという以外の何物でもない。

さらに、あなたは、自分の懐に入れるために、あるいはまた自分がかうけるためにそういうことをやったのではないと主張されていますが、確かに、うそをついて集めたお金をそのままあなたが懐に入れたとは誰も言っていないし、思いませんけれども、要するに、このスキームは、お金を集めて取引がふえればふえるほど、報酬、手数料がふえる仕組みになっているわけです。あるいは、報酬、手数料がその集めたお金の一定割合で、例えば一番目の基金からアイティーエム証券へ、二番目の、購入手数料五十五億円というのは、これ

は、その集めた、募集した額の一定割合。それからファンド、先ほど言った五番目の A I M グローバルファンドから A I A、ファンド管理会社に四十五億円行っています。これも、集めたお金がもとで、それに対する管理報酬であり、信託報酬、成功報酬になっているわけですね。

ということ、あなたは直接その集めた金を懐には入れないけれども、集めた金から一定の割合で出てくる報酬と手数料を、今言った二番目、三番目、四番目の、アイティエム証券、A I J、そして今の A I A、A I A はもう全然、全部出していますから、結局、あなたのとこでアイティエム証券、そこにその報酬と手数料が入っている、こういうことですね。その中からあなたは七千万円を受け取っておられるんですよ、七千万円。もし、真実をきちっと顧客に示して、そして、こういうこういう運用ですという本当のことを示していたら、誰も買わないし、あなたのとこで会社の商品なんか誰も見向きもしない。とすれば、お金は集まらない。お金が集まらなかったら、それに基づく手数料も報酬も入ってこない。ということは、七千万の給与、役員報酬ももらえない。それをこうやってずっと直前まで七千万円取ってきて、あなたは、だますつもりはなかった、そして自分の懐に入れたんじゃないと言っても、完全にこれ、虚偽じゃないですか。詐欺じゃないですか。はっきりそれは言えますよ。どうですか。

○浅川証人 はっきり言って、直近までそのつもりも全くなかったですよ。本当に、今も本当にこれは私は、これは言い続けるのは、本当にそのつ

もりでやってきたつもりもないし、ですから、何度もうっていることを同じ繰り返しになって申しわけありませんが、一切、それはもう。

○海江田委員長 では、もう結構です。

○豊田委員 十年近くにわたって虚偽の報告を出しておいて、だますつもりがなかったというのは、全くこれは、もう裁判所で判断してもらえばいいと思います。通用しない。

そして二番目に、私は民事の責任も大きいと思うんです。あなたは、自分は正当な報酬をもらった、だからその報酬は何も弁済に充てるものじゃない、基金の財産がなくなるといって、それに対して自分がその七千万円の報酬から弁済する必要はないということをはっきりおっしゃった。しかし、それはおかしい。もともと、だまして集めたお金から得た不当な報酬、不当利得じゃないですか。それを一刻も早く、速やかに基金の方々に弁済で充てるというのは当然のことじゃないですか。どう思われますか。

○浅川証人 弁済の問題と私はこのファンドの問題とは全く別だと捉えています。弁済するかしないかというのと、これがこうだから弁済しなければならぬ、あくまで一任勘定に基づきやっていることですから、全然私は別の次元だと思います。○豊田委員 時間が来ましたから簡潔に申し上げますが、今のお答えは全くおかしい。あなたは、不当に集めた、違法に集めたお金から、違法に得た不当利得をしているわけです。それを弁済するのは当たり前でしょう。

要するに、あなたは、違法な、不法な、不当利

得をあなたは得ているわけです。それとファンドの運用の話は関係ないです。それは関係ないです。あなたの民事責任を私は言っているわけですから、いずれにしても、委員長、浅川証人の刑事及び民事における法的な責任は極めて重いものがあると私は思っておりますので、それから、竹内委員言われた高橋証人、これも、浅川証人の今回の証言を補足するものとして、ぜひ引き続き御検討願いたい、証人喚問をお願いしたい。このことを申し上げて、終わります。

以上です。

○海江田委員長 これにて豊田潤多郎君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして浅川証人に対する尋問は終了いたしました。

証人及び補佐人は御退席くださって結構でございます。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後二時開議

○海江田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

金融に関する件の調査に関し、A I J 投資顧問による年金資産運用問題について、西村秀昭君より証言を求めるといたします。

この際、証言を求め前に証人に申し上げておきます。

昭和二十二年法律第二百二十五号、議院におけ